

＜一般委託＞

（「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用）

南処理工場等警備業務委託（長期継続契約） 仕様書

南処理工場等警備業務委託（長期継続契約）に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	南処理工場及び資源循環久里浜事務所の施設及び設備品の保全・保護、管理業務を行うことを目的とする。
2	履行期間	平成30年10月1日から平成32年3月31日
3	施行場所	横須賀市神明町2187番地
4	業務内容	「南処理工場等警備業務委託詳細仕様書」のとおり
5	特記事項	本業務の施工については、労働安全衛生法など関係法令に従い、労働災害防止のための措置を徹底するとともに、現場及びその周辺への安全確保に努めること。
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約（一般委託）
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。
10	業務委託成績評定	(対象) ・ 非対象
11	現場代理人の配置	(必要) ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	資源循環部南処理工場 松田 046-835-4990

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額（税込）

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
平成30年度	円	平成30年10月 1日から
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	平成31年 3月31日まで

2 初年度業務別内訳書（税抜）

業務内容	単位	予定数量	単 価	金 額
警備業務	月	6		
合計金額	/	/	/	

※初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。
 次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量（月数）を乗じた額となります。

3 次年度以降予定委託代金額（税抜）

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
平成31年度	円	平成31年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで
平成 年度	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
平成 年度	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
平成 年度	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
平成 年度	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
平成 年度	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

（契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

（委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
 - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

（その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

南処理工場等警備業務委託詳細仕様書

1 趣旨

横須賀市神明町2187番地、南処理工場・資源循環久里浜事務所の警備委託については、この仕様書の定めによる。

受託者（以下「乙」という。）は委託者（以下「甲」という。）の指示及び、この仕様書に基づき業務を実施しなければならないものとする。

2 警備対象

警備対象は、別添図に定める朱線内における土地、建物（構造物を含む）及び設備品とする。

3 警備期間

平成30年10月1日から平成32年3月31日まで

なお、最終日となる平成32年3月31日 8:00をもって期間の満了とする。

4 目的

本委託業務は、南処理工場、資源循環久里浜事務所の施設及び設備品の保全・保護を目的とする。

火災等の各種災害・不審者等の侵入・盗難・設備異常を早期発見対処することにより被害拡大を防ぐ。また、火災や設備異常等の発生を監視することにより、施設の保全を図る。

5 警備体制

乙は、次に定める時間に警備員1名を派遣するものとする。

(1) 平日・土曜日・日曜日・祝日 16:45～翌日8:00

(2) 年末年始（12月31日～1月3日） 8:00～翌日8:00

6 警備内容

警備員の業務は、次のとおりとする。

(1) 警備時間内における敷地建物の巡視に関すること。

年末年始における巡視回数は1日8回。その他の日は1日4回。

巡視 時刻は別途協議する。

※協議により決定した時刻に巡視（1回30分程度）を行い、その他で下記の（2）以降の業務を行う。業務を行っている時間以外は、基本的に宿直室にて待機すること。（原則として、待機時間の中で適宜に休憩をとり、休憩要員を不要とすること。）

- (2) 門扉の開閉に関する事。
- (3) 窓及び扉等建物開口部の開閉、施錠に関する事。
- (4) 電灯の消灯、冷暖房、空調施設等の停止、確認に関する事。
- (5) 出入り口の管理規制に関する事。
- (6) 火気使用箇所の点検に関する事。
- (7) 電話回線切替え確認に関する事。
- (8) 国旗、市旗、安全旗等の掲揚、降納に関する事。
- (9) 警備日誌を作成し甲に提出する事。
- (10) その他、甲が管理上必要とする事項。

7 警備員の服務

- (1) 警備員は、警備業務に精通し、市の施設であることを深く認識し、品位を保ち、規則を守り、かつ市民の信頼に応えるべく服務をしなければならない。
- (2) 警備員はみだりに警備場所を離れてはならない。
- (3) 乙及び警備員は、勤務中知り得た秘密を漏らしてはならない。また勤務外及び、退職後も同様とする。

8 警備員の服装

乙は、甲の承認した服装を警備員に着用させるものとし、乙の従業員であることを明確にするための名札等を着用するものとする。

9 警備装具

警備員の警備装具は乙の負担において用意し、次に掲げる必要最低限の範囲内のものを備え、使用する。その装備は、懐中電灯、警笛等、その他警備に必要な機材器具とする。

10 警備員の届出

乙は派遣した警備員の身分資料として次の書類等を甲に提出し、その承認を受けなければならない。警備員が交替するときも同様とする。

- ・身上書及び写真
- ・その他甲が必要とする書類

11 不適格者の交替

甲は、警備員が業務執行上不適格者と認められるときは、その理由を明示し、乙に交替を求めることができる。乙は、この請求を受けたときは、直ちに実状を調査して、すみやかに警備員を交替させなければならない。

12 業務の監督

乙は、甲の指定する者の指揮監督を受け、業務を管理し、警備員の業務執行に責任を有するものとする。

13 負担区分等

- (1) 業務に必要な器材、器具等は乙の負担とする。
- (2) 乙は、業務執行上必要な施設等を甲の承認を得て使用することができる。
- (3) 乙は、前項の規定により承認を受けた施設等に改造、模様替え等、その形状を変化させるときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- (4) 警備員が業務執行上負傷その他事故を負ったときは、その事由いかんを問わず、甲はその責を負わない。

14 非常事態の措置

警備員は、事故、近火等非常事態が発生し、また発見したときは、直ちに甲及び関係者に報告するとともに、臨機の措置をとらなければならない。

15 損害賠償

乙は、警備員が業務中、建物、備品等の破壊、滅失等、その他甲に損害を与えたときは、賠償の責を有する。ただし、警備員の責に帰することができない事由のときは、この限りではない。この場合、乙は直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

16 法令の遵守

乙は業務の実施にあたって、各種関連する法規を遵守しなければならない。

17 委託料の支払方法

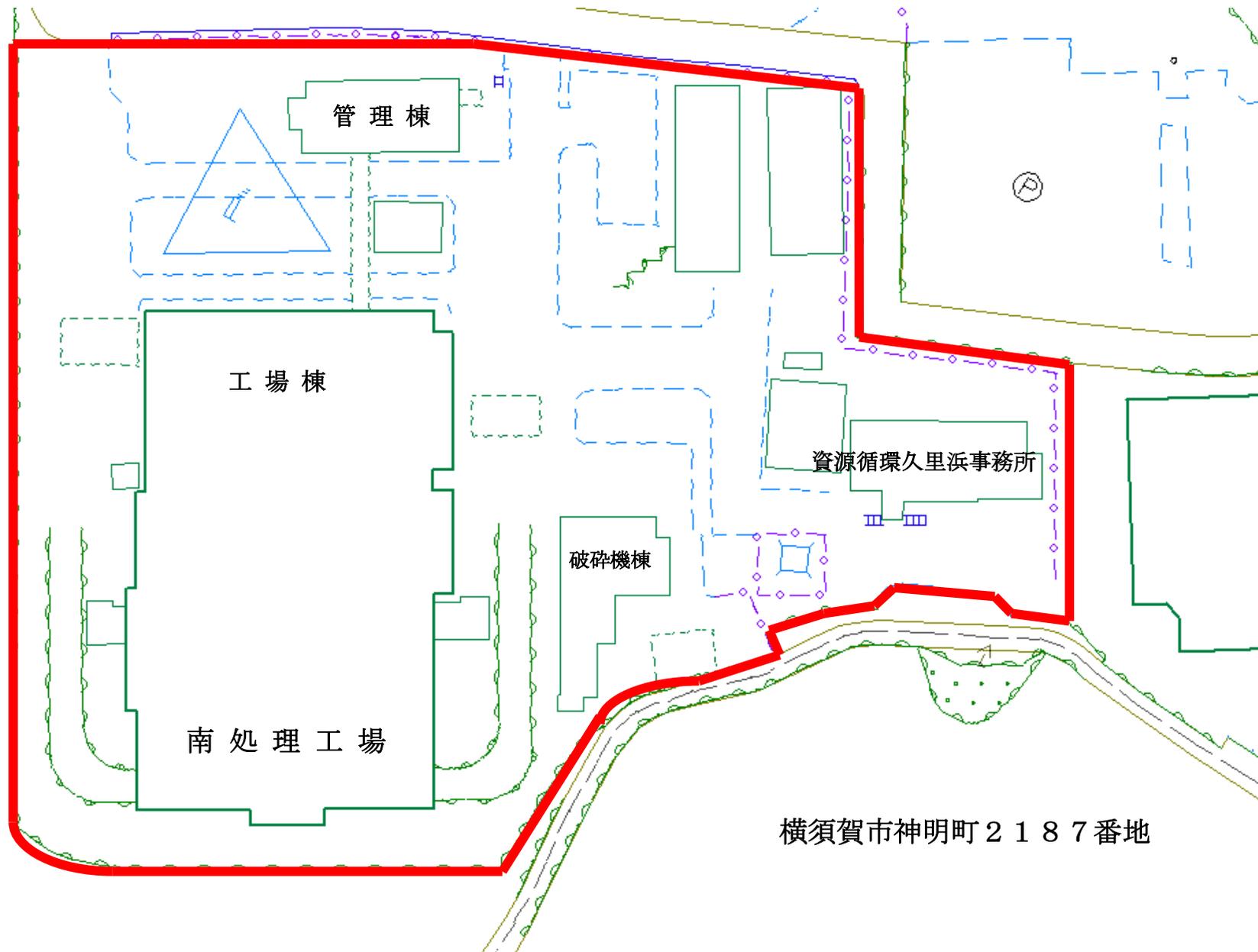
乙は当月の業務が完了したときは、甲に対して速やかに完了届を提出し甲は乙が提出した請求書に基づき、当月分委託料を支払うものとする。

18 監督員

資源循環部南処理工場 松田 連絡先 046-835-4990

19 その他

- (1) 本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮した取組を実施されたい。
- (2) この仕様書は、業務の大要を示すものであって、本書にない軽微な部分または、本書に記載なき事項であっても、甲が施設管理上必要と認めた場合は、すみやかに契約金額の範囲内で業務を実施しなければならない。



横須賀市神明町2187番地